

「月刊社労士受験別冊

勝つ！社労士受験 ○×答練徹底攻略2018年版」正誤表・補遺について

平成 30 年度社会保険労務士試験は、平成 30 年 4 月 13 日現在施行されている法令に基づいて出題されます。本書は、平成 29 年 10 月末日までに確定している法令に基づいて執筆しており、その後の、平成 30 年 4 月 13 日までの事項について以下の事項を掲載いたします。

(最終更新：2018 年 6 月 19 日)

頁	改正箇所	改正前	改正後	更新日
p 29	問 14 (介護補償給付の額)	～「上限が 105,130 円」となる。	～「上限が <u>105,290</u> 円」となる。	5/11
p 59	第 2 章 14 解答	右に差替え	○ 設問のとおり。厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる受給権者の氏名又は住所の変更についての届出に関しては、これを要しない (則 19 条 1 項)。	6/19
p 72	第 4 章 03 問題	被保険者 (適用事業所に～	<u>厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けられない</u> 被保険者 (適用事業所に～	6/19
p 73	第 4 章 03 解答	被保険者 (適用事業所に～変更後の住所を～	<u>厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けられない</u> 被保険者 (適用事業所に～ <u>変更後の住所及び変更の年月日を～</u>	6/19

本書に以下の誤りがございましたので、ここに訂正させていただきますとともに深くお詫
び申し上げます。

(最終更新：2017年12月15日)

訂正頁	訂正箇所	誤	正	訂正日
p 79	問 21 の解説文	(総報酬月額相当額 30 万円 + 基本月額 20 万円 - 28 万円) $\times 1/2 \times 2 =$ 「22 万円」が支給停止される額となる	(総報酬月額相当額 30 万円 + 基本月額 20 万円 - 28 万円) $\times 1/2 \times 12 =$ 「132 万円 (月額 11 万円)」が支給停止される額となる	12/15